

山梨県離職者等再就職訓練事業業務委託（長期高度人材育成コース）チェックリスト

* 入札参加資格確認に必要な提出資料（入札説明書 3 「入札参加者に必要な資格」関係）

項目	内 容	提出資料
(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	・ 履行誓約書（様式 3） ・ 誓約書（様式 2）
(2)	物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 3 年山梨県告示第 67 号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。	・ 証する書類の写し （申請中の者は該当審査申請書の写し）
(3)	この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。	—
(4)	県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。	—
(5)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。	—
(6)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。	・ 誓約書（様式 2） （山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者は提出不要）
(7)	別添 1 の要件を満たすこと。	
	1. 文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した養成課程であること。あるいは、所管大臣又は山梨県知事が指定する養成施設であること。	・ 証する書類の写し（指定なし）
	2. 山梨県内に教育訓練施設を有し、2 年間の養成課程を実施していること。	（7） 1 及び 4 と同じ
	3. 受託しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、訓練時間、訓練場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、真に就職に必要な訓練と認められるものであること。	・ 訓練カリキュラム（様式 8） ・ 教育訓練機関等の概要 2（様式 10） ・ パンフレット
	4. 受託しようとするカリキュラム内容と同程度の訓練等を 1 年以上実施しており、入校実績・修了実績を有するものであること。なお、同程度の訓練等とは訓練期間までは拘束せず訓練内容とし、また 1 年以上とは、申請日より 1 年以上前から同程度の訓練を開始し、引き続き行っていることとする。	・ 受託希望コースに係る過去の就職率調査票（様式 12）
	5. 訓練を適切に管理・運営できる組織・人員を備えており、訓練全般に係る統括責任者、就職支援責任者及び	・ 講師名簿（様式 9） ・ 教育訓練機関等の概要 3・5（様

	事務担当者が配置されていること。なお、就職支援責任者は、訓練実施日数のうち50%以上の日数において、当該訓練実施施設で業務に従事すること。 また、就職支援責任者は、次のいずれかに該当する者であることが望ましい。 - i キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントをいう。） - ii キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級） - iii 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を有する者 ただし、平成30年度以降に新たに委託する委託先機関については、当面の間、キャリアコンサルタント等の配置を必須としないものとする。	式10) ・キャリアコンサルタント等の登録証写し
	6.仕様書に定める定員の訓練生が訓練を受けるに十分な施設、設備及び備品等が整備されていること。	・パンフレット、ホームページの写し等
	7.訓練を指導する者は、次に該当する者で、担当する科目の指導経験を1年以上有する者であること。職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。訓練を指導する者の配置は、訓練内容が実技・学科に関わらず、概ね30人に1人以上の配置をすることを標準とすること。	講師名簿（様式9）
	8.過去5年間以内に委託訓練実施要領に規定されている不正行為（他の要領に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があった場合も含む。）に係る処分がないこと。また、公共職業訓練の受託機関として適性を欠くような事業主体でないこと。	—
	9.個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、受託事業コースで知り得た個人情報を、他の業務に利用しないこと。	契約書別紙様式 （契約締結時に提出）
	10.過去に受託した訓練コースにおける直近又は直近2年間の正社員就職率が80%以上であること。ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とする	・受託希望コースに係る過去の就職率調査票（様式12） ※委託先機関において、実施しよ

	ものは、就職率80%以上であること。(なお、厚生労働省との協議の結果、訓練コースの設定が認められた場合を除く。)	うとする訓練コースの過去の就職率実績が以下の①または②に該当すること。 ①直近実績が80%以上 (「直近」の例：令和9年度開講コースの場合、令和7年度) ②直近実績は80%未満であるが、直近2年間の実績を平均すると80%以上 (「直近」の例：令和9年度開講コースの場合、令和7年度。また「直近2年間」＝令和7・6年度) ※平均算定方法 2年間の修了者と就職退校者の合計を分母に、就職者数を分子にした割合で計算したものが2年間の就職率平均となる。(パーセント同士の平均ではない)
(8)	山梨県内に、本社(店)、支社(店)又は営業所を有する者であること。	・教育訓練機関等の概要1・2(様式10) ・パンフレットやホームページの写し等
(9)	単独事業者であること。	・パンフレットやホームページの会社概要、事業概要の写し等

その他

項目	内 容	提出資料
①	委託費入札額が、委託訓練実施要領の規定されている額の範囲内とし、一般の受講者の授業料等を超えていないこと。	・入札書(様式6) ・一般の受講者が負担する授業単価(様式11) (見積書(様式7))
②	テキスト・資格試験受験料等、受講者自己負担額の内訳	様式任意
③	保証金の免除を受けようとする場合は、過去2年間に、国及び地方自治体(公団等含む)と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを確実に履行していること。	契約書の写し(2年分)

※複数の項目で提出を求める書類が重複する場合は、当該書類は1部のみ提出してください。